

子ども・子育て支援新制度にかかる基準条例骨子案への意見と市の考え方

意見募集期間：平成26年6月25日（水）～平成26年7月24日（木）

意見提出者数：2名（窓口 0名，郵送 1名，FAX 1名，電子メール 0名）

意見提出件数：2件

意見概要及びそれに対する市の考え方

①（仮称）新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例骨子案

番号	意見箇所	意見内容	ご意見に対する市の考え方	骨子案修正
1	各家庭的保育事業等に共通の事項（食事の提供）	栄養価，価格，地域との連携や食を通じた子どもたちの成長のため，食材の「地産地消」だけではなく「旬の時期」を加えたらどうか。	今回の条例案では，ご意見の箇所について「地産地消の観点に基づき， <u>地域で生産された食材の使用</u> 及び地域の特色ある食事又は伝統的な食事の提供に努めなければならない。」と規定する考えです。この「 <u>地域で生産された食材の使用</u> 」という文言には，地元の新鮮な食材を使用して食事を提供することにより，自分の住む地域で，今どのような作物が旬なのかを理解し，また，その成長も身近で感じながら，食への興味や生産者に感謝する子どもに育ててほしいという意味も包括していることから，案のとおりといたします。	—

番号	意見箇所	意見内容	ご意見に対する市の考え方	骨子案修正
2	各家庭的保育事業等に共通の事項 (非常災害)	子どもの安全を確保する観点から、共通事項として火災報知器およびAEDの設置を義務付けることが必要ではないか。	<p>①火災報知器について</p> <p>火災報知機については、施設の用途などにより消防法でその設置が義務付けられておりますので、今回、この条例中で設置を規定する考えはありません。なお、家庭的保育事業が行われる施設については、消防法により保育所と同様の基準で、火災報知機や消火設備等を設置することが必要となります。</p> <p>②AEDについて</p> <p>AEDは法律等で設置の義務はありません。そのため、この条例でその設置を義務付けることは考えておりません。しかしながら、AEDは一時救命処置として有効であることから、設置については検討していきたいと考えます。</p>	—